

# 株式会社JWAY モバイル通信サービス「JWAYモバイル」契約約款

株式会社JWAY(以下「当社」といいます。)と当社が提供するモバイル通信サービスを受けるもの(以下「契約者」といいます。)との間に結ばれる契約は次の条項によるものとします。

## 第一章 総則

### (約款の適用)

**第1条** 当社は、このモバイル通信サービス「JWAYモバイル」契約約款(以下「本約款」という)に基づき、モバイル通信サービス「JWAYモバイル」(以下「本サービス」という)を提供します。

### (約款の変更)

**第2条** 当社は、契約者の承諾なく、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によるものとし、変更後の約款は、当社ウェブサイトにて掲載するものとします。

### (用語の定義)

**第3条** 本約款においては、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 契約者	当社と加入契約を締結した者
2 加入申込者	当社に加入契約の申込をした者
3 SIMカード	本サービス契約に基づき貸与される、契約者識別番号その他の情報を記録することができるICカード
4 端末機器	端末機器の技術基準適合認定等に関する規則(平成16年1月26日総務省令第15号)第3条で定める種類の端末設備の機器
5 携帯電話事業者	当社とワイヤレスデータ通信および回線交換サービスの提供にかかる相互接続協定その他の契約を締結している事業者(株式会社NTTドコモ)をいいます
6 携帯電話番号ポータビリティ	電話番号を変更することなく、音声通話機能の提供を受ける事業者を変更することをいいます(以下「MNP」という)
7 電気通信設備	電気通信を行うための機械・器具・線路そのほかの電氣的設備
8 ユニバーサルサービス料	電気通信事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎手電気通信役務の提供に係る交付金および負担金算定等規則により算出された額に基づいて、当社が定める料金をいいます
9 データ通信容量	高速通信時に必要なデータ量をいいます
10 電話リレーサービス料	「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」に定める電話リレーサービス提供のための負担金に充てるために、電話リレーサービス支援機関により算出された額に基づいて、当社が定める料金をいいます

### (サービスの提供区域)

**第4条** 本サービスの提供区域は、携帯電話事業者の通信区域とし、通信回線に接続されている端末機器が携帯電話事業者の通信区域内に在圏する場合に限り、通信を行うことができるものとします。

2 通信区域内であっても、電波の伝わりにくい場所では、通信を行うことができない場合があります。

3 前項の場合、当社は契約者に対し、当社の故意または過失により生じた場合を除き、その損害を賠償しないものとします。

### (権利の譲渡制限等)

**第5条** 契約者が本サービス契約に基づいてサービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

2 契約者は、本サービスを再販売する等の営利目的で第三者に本サービスを利用させることはできません。

### (ID およびパスワード)

**第6条** 契約者は、パスワード並びに個別IDおよび個別パスワード(以下「ID等」という)の管理責任を負うものとします。

2 当社は、契約者が本サービス契約上の権利を行使するにあたり、契約者に対し、ID等の提示を求めることがあります。

3 契約者は、営利目的でID等を第三者に利用させないものとします。ただし、この約款で別の定めが規定されている場合にはこの限りではありません。

4 契約者は、ID等が盗用されまたは盗用される可能性があることが判明した場合には、直ちにその旨を連絡するとともに、当社からの提示がある場合にはこれに従うものとします。なお、当社は、ID等の盗用による契約者の損害または契約者が第三者に与えた損害について責任を負わないものとします。

5 契約者は、個別IDを変更することはできないものとします。

## 第二章 本サービス契約

### (契約者)

**第7条** 加入申込者が未成年の場合、本サービスは契約できないものとします。

### (最低利用期間)

**第8条** 本サービスは、別表に定める最低利用期間があります。

2 契約者は、別表に定める最低利用期間内に契約の解除があった場合は、料金表に定める契約解除料が生じます。

### (申込)

**第9条** 本サービスの契約申込(以下「申込」という)は、加入申込者が本約款に同意し、当社所定の契約申込書への記入の上、これを当社に提出し当社が承認した際に成立するものとします。

2 本サービスの申込をする者は、「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用防止に関する法律(平成17年31号)第9条」に基づき、氏名、住所、生年月日等の契約者を特定する情報の確認のために当社が別途定める書類(運転免許証、マイナンバーカード等)を提示する必要があります。

### (申込の承諾等)

**第10条** 当社は、申込があったときは、これを承諾するものとします。ただし、以下に掲げる事由に該当する場合には、当該申込を承諾しないことがあります。

(1)加入申込者が本サービス契約上の債務の支払いを怠るおそれがあることが明らかであるとき

(2)加入申込者が第21条(利用の停止等)第1項各号の事由に該当するとき

(3)加入申込者が申込より以前に、当社が提供するサービスにつき当社と契約を締結したことがあり、かつ、当社から当該契約を解除したことがあるとき

(4)申込時に申請した事項に虚偽、不備(名義、捺印、識別のための番号および符号情報等の記入漏れ等)があるとき

(5)第9条(申込)第2項において、本人確認が出来ないとき

2 前項の規定により申込を拒絶したときは、当社は、加入申込者に対しその旨を通知します。

3 当社は、第1項に掲げる事由の判断のため、加入申込者に対し、当該加入申込者の身分証明に係る公的書類その他の書類の提出を要求する場合当該加入申込者から当該書類の提出が行われない間、当社は第1項に基づく申込の承諾を留保または拒絶するものとします。

4 当社は、同一の契約者が同時に利用することのできる本サービスの個数の上限を定めることができるものとし、当該個数の上限を超えて本サービスの申込があった場合、当社は、当該上限を超える部分に係る申込を承諾しないものとします。

#### (初期契約解除)

**第11条** 本サービスの音声通話機能付SIM加入申込は、初期契約解除制度の対象です。加入申込者は、当社が交付する契約内容の確認書面を受領した日、または当社がサービスの提供を開始した日の遅い方から起算し8日を経過するまでの間、書面により契約の解除を行うことができます。この効力は、契約解除書面を発送したときに生じます。

2 初期契約解除を行った場合、加入申込者は、損害賠償もしくは違約金その他の金銭等を請求されることはありません。ただし、契約解除までの期間(MNP転出にかかる期間を含む)において提供を受けたサービスの料金および手数料は支払うものとします。

3 契約に関連して当社が金銭等を受領している場合は、当該金銭等(前項で示した料金等を除く)を加入申込者に返還するものとします。

4 当社が初期契約解除制度について不実のことを告げた、あるいは交付された契約内容の確認書面に初期契約解除制度の記載がなかったことにより、加入申込者が8日間を経過するまでに契約を解除できなかった場合、当社が新たに発行する正しい契約内容の確認書面を受領した日から8日を経過するまでの間、書面により契約の解除を行うことができます。

5 本件についてのお問い合わせ先・契約解除書面送付先

〒317-0073 茨城県日立市幸町1丁目19番1号

株式会社JWAY

#### (サービス利用の要件等)

**第12条** 契約者が本サービスにおいて使用するIPアドレスは、当社が指定するものとし、契約者は、当該IP アドレス以外のIPアドレスを使用して本サービスを利用することはできないものとします。

2 未成年(18歳未満)の方が本サービスを利用する場合は、フィルタリングサービスを利用することとします。

ただし、当該利用者の保護者がフィルタリングサービスを利用しない旨を当社に申し出、当社にて確認した場合にはこの限りではありません。

#### (MNP)

**第13条** 契約者は、音声通話機能付SIMカード<sup>1</sup>を利用するにあたり、当社の定める条件のもとに、MNPによる転入または転出を行うことができるものとします。

2 MNP転入には、以下の条件が適用されます。

(1)転入元事業者の契約者と、本サービス契約の契約者が同一である必要があります。

(2)転入元事業者から取得したMNP予約番号の有効期限が発行から15日間となり、期限切れの場合は転入元の携帯電話会社に再度請求するものとします。なお、申込手続きには、8日数以上の残日数が必要となります。

3 初期契約解除制度による解約の場合、当社で新規に発行した電話番号については、MNP転出することができないものとします。

### 第三章 端末機器および SIM カード<sup>1</sup>

#### (端末機器の管理)

**第14条** 契約者は、本サービスを利用するために必要となる端末機器等(当社が販売する端末機器は除く)を自己の責任と費用において準備するものとします。

2 契約者は、端末機器等を電気通信事業法および電波法その他関係法令が定める技術仕様に適用するように維持するものとします。

3 契約者は、当社の承諾がある場合を除き、端末機器の分解、損壊、ソフトウェアのリハースエンジニアリング<sup>2</sup>等を行わないものとします。

4 端末機器によっては、機能制限がある場合があります。

#### (SIMカード<sup>1</sup>の貸与・管理)

**第15条** 当社は、本サービスの契約者に対し、SIM カード<sup>1</sup>を貸与するものとし、善良な管理者の注意をもって管理するものとします。

2 契約者は、SIM カード<sup>1</sup>の貸与にあたって次の行為を行わないものとします。

(1)当社が認める場合を除き、SIMカード<sup>1</sup>を譲渡または担保に供すること

(2)SIMカード<sup>1</sup>を転貸または売却等して第三者に利用させること

(3)SIMカード<sup>1</sup>を分解、解析、改造、改変等して、引渡時の原状を変更すること

3 契約者は、SIM カード<sup>1</sup>を紛失(盗難による紛失を含む)、故障または破損した場合、当社の責めに帰すべき事由を除き、当社が定める方法により再発行を受けるとともに、料金表に定める再発行手数料を支払うものとします。

4 契約者は、本サービスの契約が終了した場合、速やかに当社が貸与したSIMカード<sup>1</sup>を当社へ返却するものとします。

### 第四章 契約事項の変更等

#### (サービス内容の変更)

**第16条** 契約者は、本サービスにおいて、異なる形状区分の SIMカード<sup>1</sup>への変更を請求することができます。

2 変更の申込は月単位とし、月に1度変更ができるものとします。また、変更するサービスにより料金表に定める手数料、または解除料をお支払いいただく場合があります。

#### (契約者の氏名等の変更)

**第17条** 契約者は、申込時に申請した事項について変更がある場合には、文書によって当社に速やかに届け出ていただきます。

2 契約者は、その氏名、または住所もしくは居住に変更があった場合には、これを証明する書類を添えて、当社に速やかに届け出ていただきます。

3 契約者は、前項の通知を怠ったことにより、当社からの通知または書類等が延着または不到達となった場合には、通常到着すべき時に到着したものとみなすことに同意いただくものとします。

#### (契約者の地位の継承)

**第18条** 相続により契約者の地位の承継があったときは、相続人は、これを証明する書類を添えて、速やかに届出ていただきます。なお、承継を証明する書類の提示を求める場合があります。

### 第五章 利用の制限、中止および停止並びにサービスの廃止

#### (利用の制限)

**第19条** 当社は、電気通信事業法8条の規定に基づき、天変地異その他非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがあるときは、災害の予

防もしくは救援、交通もしくは電力の供給の確保または秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限する措置を採ることがあります。

2 当社は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰および児童の保護等に関する法律(平成11年法律第 52 号)において定める児童ポルノを閲覧または取得するための通信を制限する場合があります。

#### (利用の中止)

**第20条** 当社は、以下に掲げる事由があるときは、本サービスの提供を中止することがあります。

- (1)当社または携帯電話事業者の電気通信設備の保守または工事のためやむを得ないとき
- (2)当社または携帯電話事業者が設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき
- (3)第19条(利用の制限)の規定により、通信利用を制限するとき
- (4)当社の業務上やむを得ない事由が発生したとき
- (5)その他当社が必要と判断したとき

2 当社は、本条に基づく利用の中止について、損害賠償または本サービスの料金の全部または一部の返金を行いません。

#### (契約者からの請求による利用の一時中断)

**第21条** 当社は、契約者から当社指定の方法により利用の一時中断の請求があった場合、本サービスの利用の一時中断(その契約者識別番号を他に転用することなく 一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとする)を行います。

2 前項に基づき、本サービスの利用の一時中断を受けた契約者が、当該利用の一時中断の解約を請求する場合は、当社の定める方法により行うものとします。

3 本サービスの利用の一時中断および当該利用の一時中断の解約の手続きは、請求を受けてから一定時間経過後に完了するものとし、当該利用の一時中断の請求後、手続き完了までに生じた利用料金(基本料金、通信料および通話料等)は、契約者による利用であるか否かにかかわらず、契約者の負担とします。

4 本サービスの利用の一時中断があっても、本サービスの利用料金は発生します。

#### (利用の停止)

**第22条** 当社は、契約者が以下に掲げる事由に該当するときは、本サービスについてその全部または一部の提供を停止することがあります。

- (1)本約款に定める契約者の義務に違反したときまたは本約款の定め違反する行為が行われたとき
- (2)本サービスの料金その他債務の支払いを2ヶ月以上怠り、または怠る恐れがあることが明らかであるとき  
(3ヶ月以上の場合、第六章 契約の解除を参照)

なお、本サービスの未払い費用を完全に清算することで、サービスを再開することができます。

- (3)当社に登録しているお客様情報その他登録情報に変更があったにもかかわらず、当該変更について変更手続きを怠ったとき
- (4)当社に登録しているお客様情報その他登録情報について事実と反することが判明したとき
- (5)本サービスを違法な態様または公序良俗に反する態様で利用したとき
- (6)当社の業務または本サービスにかかる電気通信設備に支障を及ぼし、または支障を及ぼすおそれのある行為が行われたとき
- (7)当社が提供するサービスの信用を毀損するおそれがある行為が行われたとき
- (8)前各号に掲げる他、当社が不適切と判断する態様において本サービスを利用したとき

2 当社は、前項の規定による利用の停止または制限の措置を講じるときは契約者に対し、あらかじめその理由(該当する前項各号に掲げる事由)を通知します。

3 当社は、第1項の規定にかかわらず、当該契約者に対し、同項の措置に替えて、期限を定めて事由を解消すべき旨を求めることができるものとします。ただし、この措置は、当社が第1項の措置を取ることを妨げるものではないとします。

#### (サービスの廃止)

**第23条** 当社は、都合により本サービスの全部または一部を廃止することがあります。

2 当社は、前項の規定により本サービスの全部または一部を廃止する場合、契約者に対し、あらかじめその旨を通知します。

### 第六章 契約の解除

#### (当社が行う契約の解除)

**第24条** 当社は、第22条(利用の停止)の規定による停止を行った契約者、本サービスの料金その他債務の支払いを 3ヶ月以上怠った契約者、またはこの約款に違反する行為があったと認められる場合、およびその恐れがある場合は、契約の解除をすることができるものとし、その際に契約者の電話番号は喪失するものとします。

2 前項の場合において、当社の業務の遂行上、著しい支障がある場合には、催告しないで、サービスの提供を停止すること、また、催告しないで直ちに停止し、その加入契約を解除することがあります。

3 当社は、当社または契約者の責めに帰すべからざる事由により、サービス提供に係る当社施設の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難でサービスを提供できなくなる場合、加入契約を解除することがあります。この場合には、当社はそのことを事前に契約者に通知するものとします。

4 当社は、第1項の規定により、その契約を解除しようとするときは、第25条(契約者が行う契約の解除)の規定に準じて取り扱います。

#### (契約者が行う契約の解除)

**第25条** 契約者は、当社が定める方法により、本サービスを解除することができるものとします。

2 契約者が、当社に対しMNPによる転出を通知し、転出先事業者に移転が完了した時点をもって本サービスの解約となります。

3 契約者が当社に対し解約を申し出て、当社が手続きを完了した時点をもって、本サービスの解約となります。

4 契約者は、本条に定める解除および前条に定める解除の場合、直ちにSIM カードを当社へ返却するものとします。なお、当社に返却がない場合は、損害金を請求させていただく場合があります。

5 既に支払われた初期費用および基本料金の払い戻しはいたしません。

### 第七章 通信

#### (通信速度)

**第26条** 当社の表示する通信速度は理論上の最高値であり、実際の通信速度は、接続状況または、契約者が使用する端末機器もしくはネットワーク環境、その他事由により変化することをあらかじめ承諾するものとします。

#### (通信の制限)

**第27条** 契約者は、1ヶ月の利用可能なデータ通信容量(データ通信容量を追加した場合も含む)を超過した場合、自動的に低速通信時の速度となります。

2 契約者は、当日を含む3日間の利用合計データ通信容量が一定量を超過した場合、通信速度を制限する場合があります。

## 第八章 料金等

### (料金の適用)

第28条 当社が提供する本サービスの初期費用、基本料金等は、料金表に定めるものとします。

2 当社は、原則として契約者に対して、請求書および領収書の発行は行わないものとします。

3 当社は、社会経済情勢等の変化に伴い、基本料金等の料金を改定することができるものとします。

### (手数料・契約解除料の支払義務)

第29条 契約者は、本約款に規定する手続きの請求を行い、当社がこれを承諾したときは、契約解除料の支払いを要します。

(MNP転出の場合も含む)

### (料金等の請求方法)

第30条 当社は、契約者に対し、毎月基本料金を請求します。

### (料金等の支払方法)

第31条 契約者は、本サービスの料金を、当社が指定する日までに、当社が指定する方法により支払うものとします。

## 第九章 個人情報

### (個人情報の取扱い)

第32条 当社は、契約者の個人情報について、当社が定める「個人情報保護方針」に基づいて適正に取り扱うものとします。

2 契約者の個人情報の取扱いについて必要な事項は、当社が定める「個人情報に関する公表事項」において公表するものとします。

## 第十章 雑則

### (反社会的勢力の排除)

第33条 契約者は、契約者が、現在次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

(1)暴力団

(2)暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者

(3)暴力団準構成員

(4)暴力団関係企業

(5)総会屋等

(6)社会運動等標ぼうゴロ

(7)特殊知能暴力集団等

(8)前各号の共生者

(9)その他前各号に準ずる者

### (禁止事項)

第34条 契約者は、本サービスの利用にあたって次の行為を行わないものとします。

(1)当社または第三者の著作権、商標権等の知的財産権その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為

(2)法令もしくは公序良俗に違反し、または当社もしくは第三者に不利益を与える行為

(3)他者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為

(4)詐欺等の犯罪に結びつくおそれがある行為

(5)わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待にあたる画像、文書等を送信または掲載する行為

(6)無限連鎖講を開設し、またはこれを勧誘する行為

(7)ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為

(8)無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または第三者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのある嫌がらせメールを送信する行為

(9)特定商取引法または特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に違反する電子メールを送信する行為

(10)当社もしくは第三者の設備等に用いる設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為

(11)その他、当社が不適切と判断する行為

### (免責事項)

第35条 本サービスで提供する情報の内容および品質に関連して発生した契約者または第三者のいかなる損害についても当社は一切の責任を負わないものとします。

2 本サービスの提供、変更、中止、若しくは廃止に関連して発生した契約者または第三者のいかなる損害についても当社は一切の責任を負わないものとします。

3 当社は、契約者に対して、当社の故意または重要な過失がある場合を除き、一切の損害賠償責任および基本料金等の返還義務を負わないものとします。

### (サイバー攻撃への対処)

第36条 当社は、当社又は契約者の電気通信設備に対するサイバー攻撃への対処を行うため、次に掲げる事項の全部又は一部を実施することができるものとします。ただし、かかる措置の実施が法令上許容される場合に限りです。

(1)国立研究開発法人情報通信研究機構法(平成 11 年法律第 162 号)に基づき国立研究開発情報通信研究機構が行う特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備に関して、同機構が行う、送信型対電気通信設備サイバー攻撃(情報通信ネットワーク又は電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体を通じた電子計算機 に対する攻撃のうち、送信先の電気通信設備の機能に障害を与える電気通信の送信により行われるサイバー攻撃をいいます。以下本条において同じとします。)のおそれへの対処を求める通知に基づき、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要な限度で、当該特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備のIPアドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する契約者を確認し、注意喚起を行うこと。

(2)契約者が、C&Cサーバ等のサイバー攻撃に用いられるサーバと通信することを遮断するために、DNSサーバへの名前解決要求の際のクエリログその他関連する通信記録を自動的に検知すること。なお、契約者は、本サービスを利用している間いつでも、契約者の選択により、かかる検知及び遮断が行われられない設定に変更できるものとします。

### (定めなき事項)

第37条 本約款に定めなき事項、あるいは疑義が生じた場合は、当社および契約者は契約約款の趣旨に従い、誠意をもって協議の上解決にあたるものとします。

## 附則

(1)当社は特に必要があるときには、この約款に特約を付することができるものとします。

(2)この約款は、2023年11月1日より実施します。

**【料金表】****通則****(料金表の適用)**

- 1 本サービスに関する料金は、この料金表の規定によります。
- 2 スマホセット割は、当社の定める条件の基で適用されます。

**(料金の変更)**

- 3 当社は本サービスに関する料金を変更することがあります。この場合には変更後の料金になります。

**(料金表)****1 初期費用 ※1 (消費税込)**

商品名称	料金/枚
新規申込手数料	3,300円

※1 SIM形状区分を変更する場合、SIMカードごとに一度解約、新規登録のお手続きとなり、再度初期費用をいただきます。SIMカードごとに変更のお手続きが可能です。その場合、別途変更手数料が必要となります。

**2 基本料金 ※1 (消費税込)**

商品名称 データ通信容量※2	音声通話機能付き 月額料金/枚 ※3
1GBプラン	1,540円
3GBプラン	1,980円
10GBプラン	2,750円
20GBプラン	3,410円

**オプション ※4 (消費税込)**

商品名称	月額料金/枚
5分かかけ放題 ※5 ※6	550円
かけ放題フル ※6 ※7	1,650円
データ通信量追加(100MB) ※8	220円
データ通信量追加(1GB) ※9	550円
端末無期限保証 ※10	330円
i-フィルター for マルチデバイス ※11	220円
子供/青少年安心パック ※12	220円
留守番電話	330円
割り込み電話着信	220円
危険SMS拒否設定機能 ※13	0円

※1 月額基本料金はご利用開始月無料、ご解約月は月途中でも1ヶ月分が発生します。当社の指定するサービスを契約している場合、上記金額から550円(税込)の割引を実施いたします。ただし、支払い方法は同一であるものとします。

※2 データ通信容量は、翌月への繰越が可能です。

※3 音声通話機能付 SIM カードについて、以下の機能制限がございます。

- (1)他の携帯電話会社が提供している割引プランは継続利用できません。
- (2)通話料は毎月2ヶ月遅れて請求されます。
- (3)ご契約はお一人様5回線までとします。

※4 オプションサービスの月額基本料金は、ご利用開始月から1ヶ月分が発生します。

※5 1音声通話あたり5分以内の通話料金が無料となるオプションサービスです。5分を超過すると11円/30秒の通話料金が発生します。

※6 5分かかけ放題、かけ放題フルは法人名義ではご利用いただけません

※7 通常の通話アプリでご利用できます。次の通話先に適用されます。携帯電話(先頭数々が070/080/090 から始まる番号)、IP 電話(先頭数々が050)、固定電話(先頭数々が0ABJ/一部0AB0)。また、次の通話先には適用されません。フリーダイヤル(0120)、フリーコール(0800)、ナビダイヤル(0570)、テレーム(0180)、3桁特番(104/115/117/171/188 等)、クイックナンバー(#4 けた番号)、留守番電話、転送電話、他社プレフィックス番号を付与した通話。

※8 100MBごとに追加したデータ通信容量の有効期限は、購入月を含む4ヶ月間となります。

※9 1GB ごとに追加したデータ通信容量の有効期限は、購入月内となります。

※10 当社が販売した端末の購入時に限り、延長保証の申込みができるものとします。(延長保証の対象外機種については別途定めるものとします)保証期間の上限はありません。年間2回まで交換または修理対応ができるものとします。メーカーの責めに帰すべき場合を除き、別途免責金が必要となります。免責金額1回目:3,300円(税込)、2回目:5,500円(税込)

※11 対象OSはAndroid、IOSです。有害サイトの利用制限、アプリ利用制限、使用時間制限、レポート機能、現在位置情報をご利用できます。(サービス内容に変更がある場合がございます。)

※12 対象OSはAndroidです。有害サイトの利用制限、アプリ利用制限、使用時間制限、レポート機能、現在位置情報の他以下のアプリをご利用できます。・スマートフォンセキュリティ・超ブルーライト削減・頭良くなる★インド式魔法の暗算術・ジーニアス英和辞典MX 第2版(大修館書店)・ジーニアス和英辞典MX 第2版(大修館書店)・名鏡国語辞典MX第2版(大修館書店)・スマートステラ・えいご上手・TAP10・英単完全攻略8000語 (サービス内容に変更がある場合がございます)

※13 音声通話機能付SIMをご利用の場合自動適用される機能で、フィッシング SMSであると特定携帯電話事業者によって判定されたSMSの受信を拒否するものです。契約者は当社が別途定める方法により設定を変更することができます。

### 3 通信料および通話料 (消費税込)

区分	月額料金/枚
SMS送信料金	
国内への送信 ※1	3.3円~33.0円/1通
国外への送信 ※1	50~500円/1通(非課税)
SMS受信料金	0円
通話料金(国内)	
通話料金 ※2	11円/30秒
デジタル通信料金	39円/30秒
通話料金(国際)※3	携帯電話事業者が定める国際電話サービス契約約款において国際通話料として定められた額と同額(非課税)
国際ローミング料金 ※3、※4	携帯電話事業者が定める契約約款において国際アウトローミング利用料として定められた額と同額(非課税)
ユニバーサルサービス料 ※5	3.3円/1電話番号
電話リレーサービス料 ※5	1.1円/1電話番号

※1 SMS送信料金は、従量課金となります。SMS送信数は1日あたり200通までに制限されています。

※2 次の通話先には適用されません。特番通話には、22円/30秒がかかる場合があります。フリーダイヤル(0120)、フリーコール(0800)、ナビダイヤル(0570)、テレーム(0180)、3桁特番(104/115/117/171/188等)、クイックナンバー(#4ケタ番号)、留守番電話、転送電話、他社プレフィックス番号を付与した通話

※3 音声通話について、国際電話は最大利用額が2万円、国際ローミングは最大利用額が5万円での提供とし、最大利用額の変更はできないものとします。

※4 海外で着信した場合、着信料が発生します。

※5 SIMカード1枚ごとに発生します。なお、金額は変更される場合があります。

### 4 手数料 (消費税込)

区分	単位	料金/枚
データ通信容量変更手数料	1枚	0円
SIMカード再発行手数料		3,300円
SIMカードサイズ変更・交換		3,300円
MNP転出手数料	1転出	1,100円

### 5 解約清算金および解除料 (消費税込)

区分	期間	料金/契約
端末機器 ※1 ※3	24ヶ月	月額割賦支払金×残余期間
SIMカード ※2 ※3	12ヶ月	1,100円

※1 端末機器を一括購入した場合は対象外とします。転出または番号解約時、割賦支払を継続するか一括清算かを選択いただきます。

※2 最低利用期間内に転出・番号解約または形状区分や機能区分を変更する場合は、解除料が発生します。

※3 モバイルサービスを解約時に適用とします。

### 6 その他

区分	単位	料金/契約
端末機器修理金	1台	実費

### 個人情報の取り扱いについて

当社は、契約者の個人情報について、当社が定める「個人情報保護方針」に基づいて適正に取り扱うものとします。

2 契約者の個人情報の取り扱いについて必要な事項は、当社が定める「個人情報に関する公表事項」において公表するものとします。

3 個人情報の取り扱いに関して、本規約の内容と「個人情報保護方針」の内容に矛盾が生じる場合は、本規約の規定が優先して適用されるものとします。